

事業主のみなさまへ

障害者雇用の みちしるべ



平成26年6月

新潟県障害者雇用促進プロジェクトチーム

新潟県障害者雇用促進プロジェクトチームとは

新潟県における平成22年の民間企業の障害者実雇用率（1ページ）が1.57%（全国順位46位）に低下したことを受けて、平成22年から県内関係機関の連携により「障害者雇用促進プロジェクトチーム」として障害者の雇用促進を図ってきたところです。

さらに、平成25年4月から法定雇用率が2.0%に引き上げられたことから、新たに「新潟県障害者雇用促進プロジェクトチーム」と改編し、労働局、新潟県、新潟市、経済団体等の関係機関が一体となり、平成28年6月1日時点で実雇用率が全国平均を上回ることを目標に、さまざまな取組みを行っています。

平成26年度における主な取組み

- ・ 障害者雇用推進フォーラムの開催（7ページ）
- ・ 障害者雇用先進企業・特別支援学校などの見学会（7ページ）
- ・ 障害者の職場実習・企業体験先の開拓（8ページ）
- ・ 雇用率未達成企業を対象とした、障害者雇用推進指導会の開催
- ・ 50～56人未満規模企業への訪問指導
- ・ 特別支援学校卒業予定者への就職促進

新潟県障害者雇用促進プロジェクトチームの構成機関 （平成26年4月1日現在）

- ・ 新潟県（障害福祉課、労政雇用課、職業能力開発課）
- ・ 新潟県教育庁（義務教育課）
- ・ 新潟市（障がい福祉課、雇用対策課）
- ・ 一般社団法人 新潟県経営者協会
- ・ 新潟県中小企業団体中央会
- ・ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
新潟障害者職業センター ・ 新潟高齢・障害者雇用支援センター
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 新潟労働局（職業安定課、職業対策課、ハローワーク）

目次

障害者雇用がもたらす効果とは？・・・・・・・・・・ 1

障害についての基礎知識・・・・・・・・・・ 2

障害者雇用へのステップ・・・・・・・・・・ 3

ステップ1 まずは支援機関へ相談しましょう

主な支援機関・・・・・・・・・・ 4

チーム支援・・・・・・・・・・ 6

ステップ2 障害者雇用への準備を整えましょう

障害者雇用の理解促進のためのイベント・支援制度・・・・・・・・ 7

職場実習の受入れ・・・・・・・・・・ 8

職業訓練の活用・・・・・・・・・・ 12

実際に障害のある方が従事する職務を考えましょう・・・・・・・・ 13

ステップ3 準備が整ったら、実際に採用活動をはじめましょう

求人募集の流れ・・・・・・・・・・ 14

ジョブコーチによる支援・・・・・・・・・・ 15

障害者雇用に関する助成制度・・・・・・・・・・ 16

助成制度を利用したモデル事例・・・・・・・・・・ 20

障害者雇用を促進するための制度・・・・・・・・・・ 22

県内の支援機関一覧・・・・・・・・・・ 23

障害者雇用がもたらす効果とは？

障害者雇用という、どのようなイメージをお持ちでしょうか。

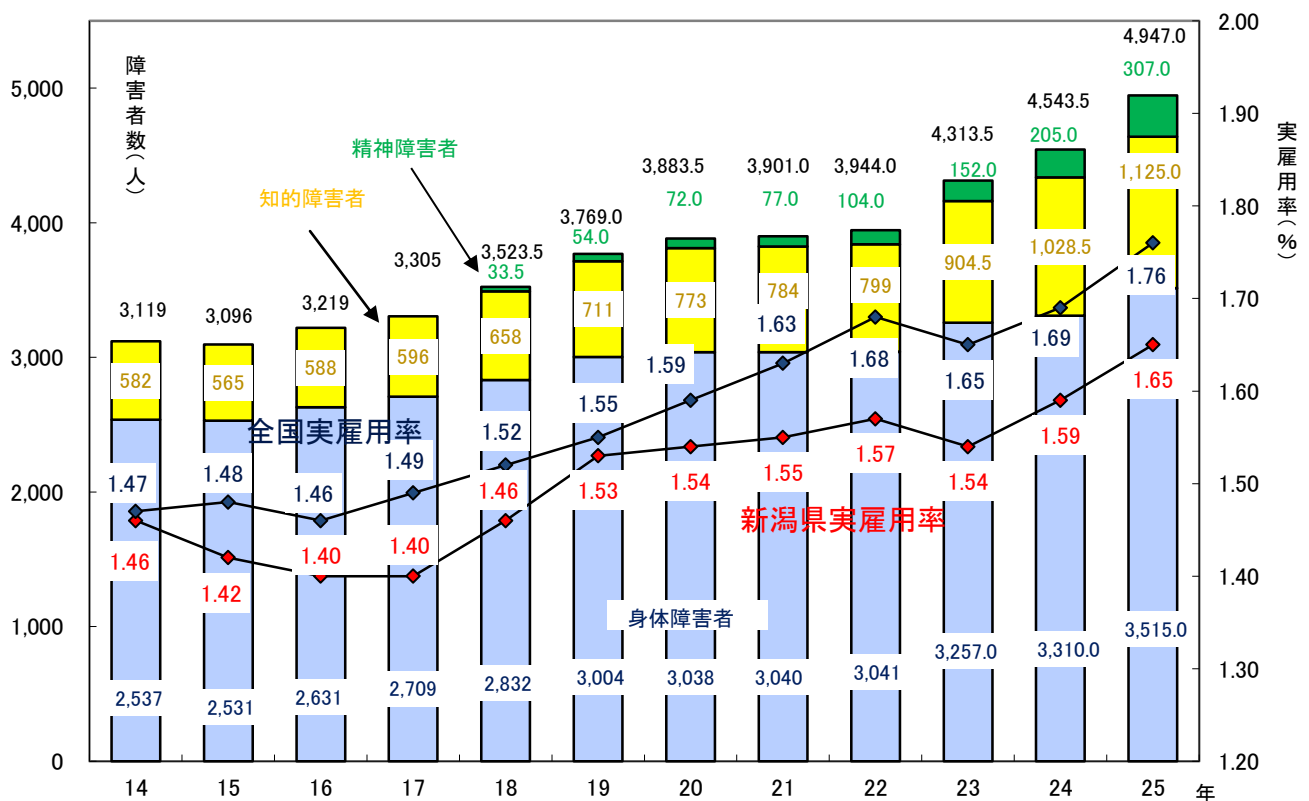
障害のある人を雇わなければいけないということはわかっているけれど、どのような仕事ができるのか、会社の利益につながるのだろうか、となかなか一步を踏み出せないところがあるのではないのでしょうか。

しかし実際に新潟県内で障害者雇用を積極的に進めている企業の方に話を聞くと、障害のある人を雇用することで企業にも多くのメリットがあるようです。

障害者雇用が企業へもたらす効果

- ◎ 障害のある人の「できないこと」ではなく、「できること」に目を向け、その人の能力を生かせる仕事を切り出し、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。
- ◎ 障害のある人に必要な配慮を考えると障害のない人への配慮にもつながり、社内の雰囲気改善や社員のコミュニケーション能力の向上が図られます。
- ◎ 障害のある人がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。これは、企業の生産性の向上に結びつきます。

【参考】新潟県の実雇用率と雇用されている障害者数の推移



注：雇用義務のある企業（平成14年～24年は56人以上規模の企業、平成25年から50人以上規模の企業）についての集計です。
 実雇用率とは、実際に企業で働いている労働者に占める障害者の割合をいいます。
 障害者数とは、重度身体・重度知的障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5人でカウントしています。

障害についての基礎知識

「障害のある人」と言っても、さまざまな障害特性があります。特性を理解して、雇用につなげてください。

| 障害種別 | 障害特性 | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|------|---|-------|--|------|---|
| 身体障害 | 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害などがあります。 | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>視覚障害</td> <td>全盲、弱視、視野狭窄(見える範囲が限定されている)などがあります。就労支援機器(拡大読書器、パソコンの音声化ソフトなど)の発達もあり、ヘルスキーパー(企業内理療師)のほか事務職での採用など職域が広がっています。</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>聴覚に何らかの障害があるために全く聞こえないか、または聞こえにくいことをいいます。手話、筆談、口話(相手の口元を見て、内容を理解する方法)などのコミュニケーションの手段がありますが、いずれもできる人とできない人がいます。近年は、店頭での販売業務に携わるなど職域が広がっています。</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>障害の原因・部位・程度によりさまざまな障害があります。個人の状況に合わせて、できる範囲で物理的環境の整備をすることで就労が可能です。</td> </tr> <tr> <td>内部障害</td> <td>心臓機能障害、腎臓機能障害など、生命の維持に関わる重要な機能の障害です。通院や治療機器の装着などが必要となります。また、疲れやすい傾向があり、無理のない勤務態勢などの配慮が必要ですが、中途障害者も多く、豊富な職務経験のある人もいます。</td> </tr> </table> | 視覚障害 | 全盲、弱視、視野狭窄(見える範囲が限定されている)などがあります。就労支援機器(拡大読書器、パソコンの音声化ソフトなど)の発達もあり、ヘルスキーパー(企業内理療師)のほか事務職での採用など職域が広がっています。 | 聴覚障害 | 聴覚に何らかの障害があるために全く聞こえないか、または聞こえにくいことをいいます。手話、筆談、口話(相手の口元を見て、内容を理解する方法)などのコミュニケーションの手段がありますが、いずれもできる人とできない人がいます。近年は、店頭での販売業務に携わるなど職域が広がっています。 | 肢体不自由 | 障害の原因・部位・程度によりさまざまな障害があります。個人の状況に合わせて、できる範囲で物理的環境の整備をすることで就労が可能です。 | 内部障害 | 心臓機能障害、腎臓機能障害など、生命の維持に関わる重要な機能の障害です。通院や治療機器の装着などが必要となります。また、疲れやすい傾向があり、無理のない勤務態勢などの配慮が必要ですが、中途障害者も多く、豊富な職務経験のある人もいます。 |
| | 視覚障害 | 全盲、弱視、視野狭窄(見える範囲が限定されている)などがあります。就労支援機器(拡大読書器、パソコンの音声化ソフトなど)の発達もあり、ヘルスキーパー(企業内理療師)のほか事務職での採用など職域が広がっています。 | | | | | | | |
| | 聴覚障害 | 聴覚に何らかの障害があるために全く聞こえないか、または聞こえにくいことをいいます。手話、筆談、口話(相手の口元を見て、内容を理解する方法)などのコミュニケーションの手段がありますが、いずれもできる人とできない人がいます。近年は、店頭での販売業務に携わるなど職域が広がっています。 | | | | | | | |
| 肢体不自由 | 障害の原因・部位・程度によりさまざまな障害があります。個人の状況に合わせて、できる範囲で物理的環境の整備をすることで就労が可能です。 | | | | | | | | |
| 内部障害 | 心臓機能障害、腎臓機能障害など、生命の維持に関わる重要な機能の障害です。通院や治療機器の装着などが必要となります。また、疲れやすい傾向があり、無理のない勤務態勢などの配慮が必要ですが、中途障害者も多く、豊富な職務経験のある人もいます。 | | | | | | | | |
| 知的障害 | 知的な発達に遅れがあり、意思交換(言葉を理解し気持ちを表現することなど)や日常生活(お金の計算など)が苦手なために援助が必要なことがあります。障害の程度、能力、意欲、体力などは個人差があります。従来からの定型業務に加え、事務補助や介護などの業務にも職域が広がっています。 | | | | | | | | |
| 精神障害 | 精神障害には、統合失調症、そううつ病、てんかんなどがあります。精神的、身体的にも疲れやすい傾向があるため、短時間勤務からはじめ、体力の状況をみながら勤務時間を徐々に延長するといった工夫や、通院など健康管理面の配慮を行うことで就労が可能です。 | | | | | | | | |
| 発達障害 | 発達障害には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあります。例えば、自閉症などは、対人関係がうまく結べない、活動や興味の範囲が著しく制限されている、他者にメッセージを伝え、あるいは、他者からのメッセージを読みとることが苦手などの特性があります。発達障害においては、一人ひとりの特性に応じた個別の配慮を行うことが大切です。 | | | | | | | | |
| 難病 | 難病には、現在、難治性疾患克服研究事業の対象疾患として130疾患、特定疾患治療研究事業の対象疾患として56疾患が指定されており、その症状、状態像は個人により様々ですが、適切な治療や疾患管理を続ければ、普通に生活できる状態になっている疾患が多くなっています。個人の疾患、症状によって職場での配慮事項も異なりますが、通院への配慮や就業時間中の健康管理(服薬など)への配慮などが例としてあげられます。 | | | | | | | | |
| 高次脳機能障害 | 高次脳機能障害は、脳の全体的あるいは部分的な損傷にともなって発症し、記憶、注意などの認知機能の障害があげられます。職場での配慮事項として、例えば、記憶に障害がみられる場合には、メモを確認しながら仕事をすることを習慣化することや、表示プレートなどの目印になるものを置くなど環境側を分かりやすく調整することが有効です。 | | | | | | | | |

※ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用 事業主のためのQ&A集」(2012)を一部改編

障害者雇用へのステップ

ステップ① まずは支援機関へ相談しましょう！！（４ページへ）

主な支援機関

ハローワーク（４ページ）
障害者就業・生活支援センター（５ページ）
新潟障害者職業センター（５ページ）
特別支援学校（１０ページ）

雇用に関するアドバイス、ご利用いただける支援制度のご案内など、**チーム支援（６ページ）**により企業のみなさまのお手伝いをさせていただきます。

ステップ② 障害者雇用への準備を整えましょう！！（７ページ）

障害者雇用への理解を深めましょう

障害者雇用先進企業・福祉施設・特別支援学校などの見学会（７ページ）
障害者雇用推進フォーラム（７ページ）
職場実習の受入れ } 職場実習制度の活用（８～１１ページ）
特別支援学校の職場実習受入れ（１０ページ）
新潟県で行う職業訓練（１２ページ）の活用

実際に障害のある人が従事する職務を考えましょう

配置部署や従事する職種の内検討討（１３ページ）
支援機関による新たな職務を作りだすお手伝い

従事する職務が決まったら、指導担当者の選任、社員への研修、職場環境の見直しなど、**社内の受入れ体制**を整えます。

ステップ③ 準備が整ったら、実際に採用活動をはじめましょう（１４ページ）

求人募集を行いましょう

ハローワークへの求人申込み（１４ページ）
障害者就職面接会への参加

就職希望者の特性を見極めるため、**職場実習の受入れ（８～１１ページ）**や**ジョブコーチ支援（１５ページ）**も有効に活用しましょう。

障害者雇用にはいろいろな助成制度があります！！

※助成を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。（１６～１８ページ）

本採用の前にはまずは試行的に雇用したい

障害者トライアル雇用奨励金（１６ページ）
障害者短時間トライアル雇用奨励金（１６ページ）

正式に雇入れた後の助成は？

特定求職者雇用開発助成金（１６ページ）
（新潟市障がい者雇用奨励助成金）（１７ページ）
障害者初回雇用奨励金（１７ページ）

ステップ④ 雇入れ後も職場定着に向けた支援が必要です！！

チーム支援によるフォローアップ（６ページ）
ジョブコーチ支援によるフォローアップ（１５ページ）

雇入れた後も、職場定着のための支援や雇用管理、職場改善が必要になります。

障害者雇用へのステップ① まずは支援機関へ相談しましょう！！

1. 主な支援機関

ハローワーク

お問い合わせ先 23 ページ

ハローワークでは、**障害のある方を対象とした求人の申込み**を受け付けています。専門の職員・相談員が就職を希望する障害のある方にきめ細かな職業相談を行い、就職した後は業務に適應できるよう**職場定着指導**も行っています。

その他、障害のある方を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、**雇用管理上の配慮などについての助言**や、必要に応じて新潟障害者職業センターなどの**専門機関の紹介**、**各種助成金の案内**を行っています。また、求人者・求職者が一堂に会する**就職面接会**も開催しています。

ハローワークの主なサービス

① 障害者の雇用に関する相談

障害者雇用を行った際に利用いただける支援制度のご案内など、障害者雇用全般に関する相談をお受けしています。

② 職務を作りだすお手伝い (13 ページ)

障害のある方が従事する職務を作りだすお手伝いやアドバイスを行っています。必要に応じて事業所を訪問させていただくこともあります。

⑥ 職場定着・継続雇用の支援

ハローワークの紹介により就職した障害のある方が職場に適應して就労していけるよう支援を行います。

③ 募集

事業主からの障害者専用求人の申込み (14 ページ) を受け付けています。インターネットでの求人公開やハローワークによるマッチング、障害者求職者情報の提供などのサービスも充実しています。

企業

⑤ 採用

ハローワークでの紹介を受けることにより、各種助成金 (16 ページ) が利用できる場合があります。

④ 面接

就職を希望する障害のある方を紹介します。必要に応じて、面接時にはハローワーク職員等が同行します。

ハローワークではさまざまなイベントも開催しています。
障害者雇用先進企業・福祉施設・特別支援学校などの見学会 (7 ページ)
障害者雇用推進フォーラム (7 ページ)、障害者就職面接会

新潟障害者職業センター

お問い合わせ先 23 ページ

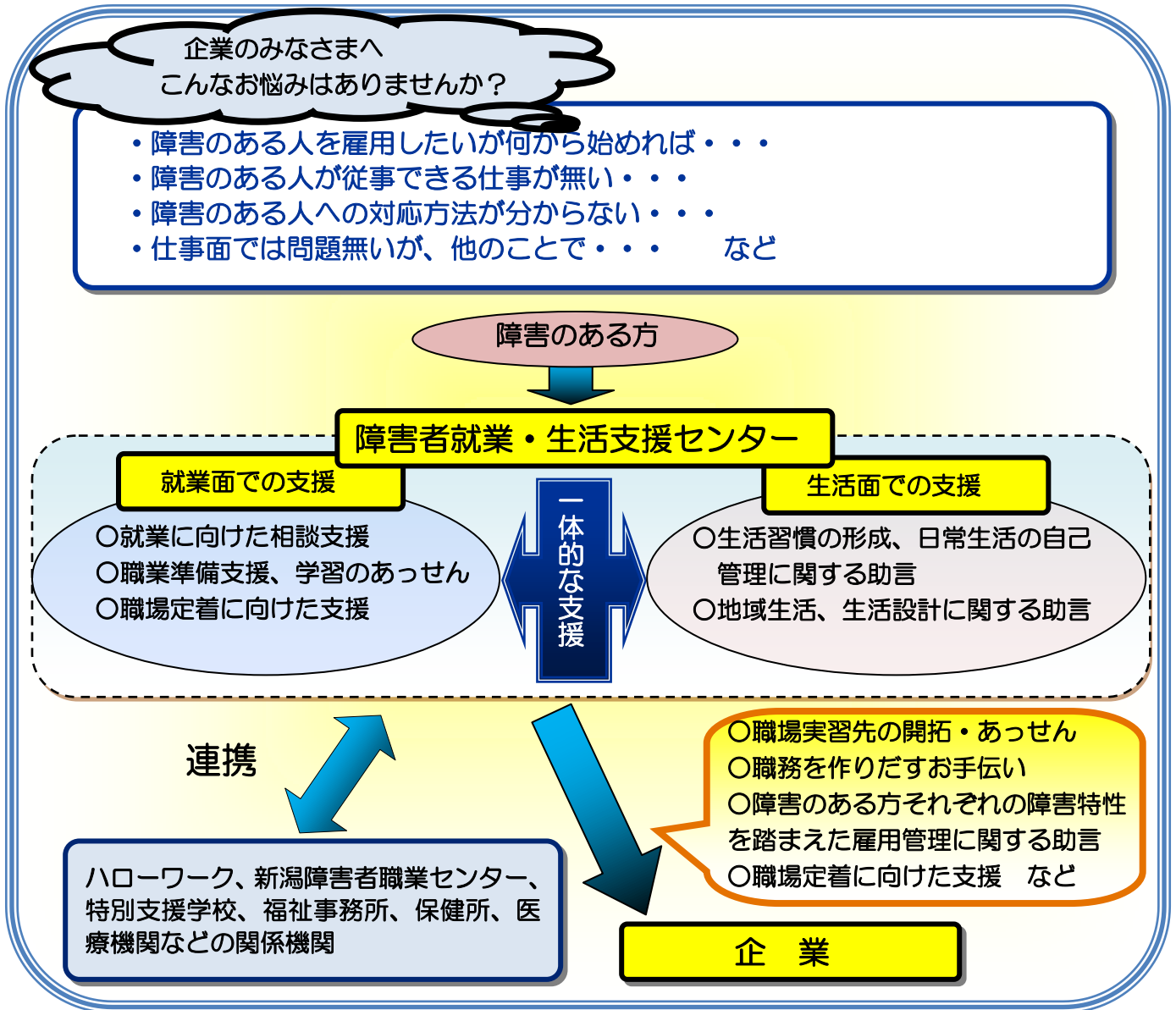
新潟障害者職業センターでは、雇入れ計画の作成、職場配置・職務設計、職場での配慮や業務の指導方法についての助言、従業員への研修など、**事業主に対する相談・援助**を行っています。

また、就職した障害のある方が円滑に職場適應できるよう、事業所に職場適應援助者 (ジョブコーチ) を派遣し、障害のある方を支援するとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案する、**ジョブコーチ支援事業 (15 ページ)**を行っています。

その他、**新潟高齢・障害者雇用支援センター** (新潟障害者職業センターの雇用支援課等の通称) では、障害者雇用調整金、報奨金、助成金などの申請や障害者雇用納付金の申告の受付を行っています。

障害のある方が抱える課題に応じて、雇用および福祉の関係機関との連携の下、**就業に向けた相談や援助、日常生活や社会生活での支援**を一体的に行います。

また、事業所における新規の障害者雇用や既に雇用している障害のある方に関する相談など、雇用管理に関する相談もお受けしています。

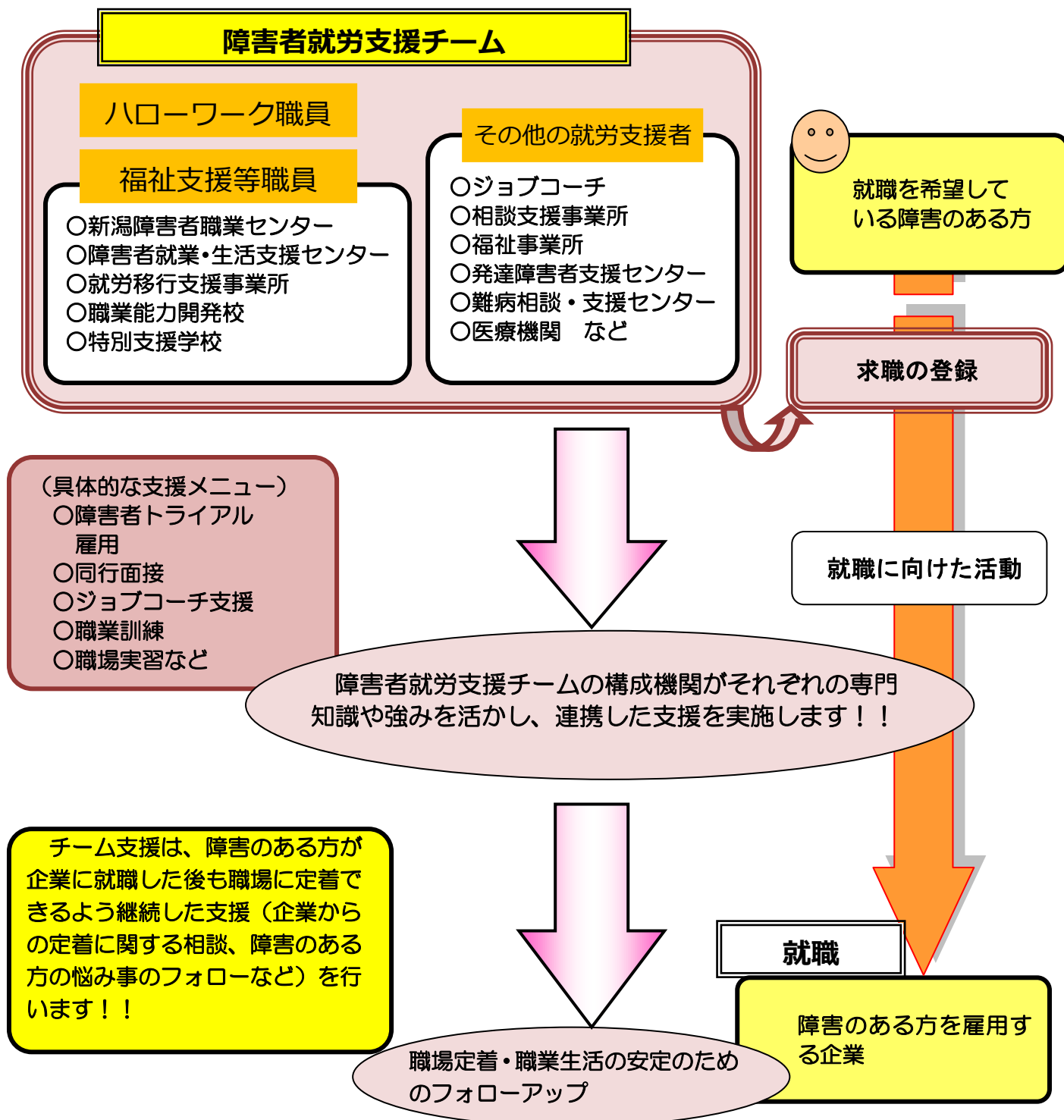


これから障がい者を雇う企業や現在雇っている企業に対し、雇用準備支援、雇用に関する相談、企業内研修、就職後の定着支援等の総合的なサポートを行います。



2. チーム支援

障害者雇用を検討している企業や就職を希望する障害のある方一人ひとりに対して、ハローワークを中心に障害者就労支援や福祉の関係機関から構成された「障害者就労支援チーム」が就職の準備から職場定着までの一貫した支援を実施します。



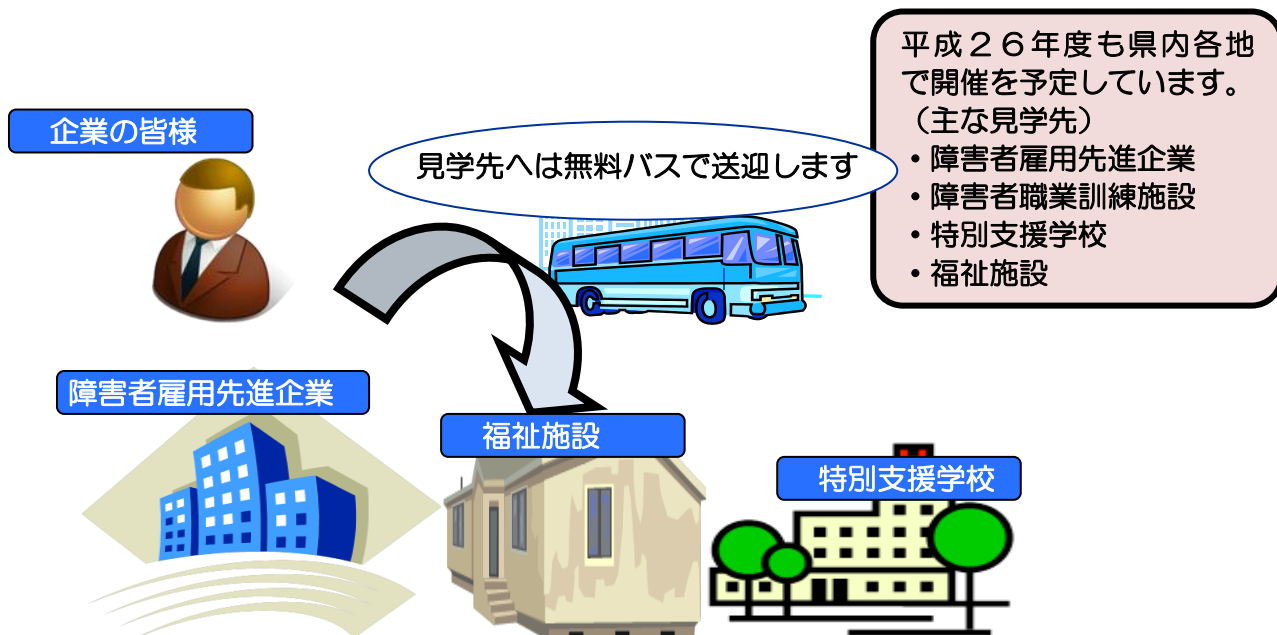
詳細は、お近くのハローワーク（23 ページ）または障害者就業・生活支援センター（23 ページ）にお問い合わせください。

障害者雇用へのステップ② 障害者雇用への準備を整えましょ

1. 障害者雇用の理解促進のためのイベント・支援制度

① 障害者雇用先進企業・福祉施設・特別支援学校などの見学会

内容： 障害者雇用先進企業における障害者雇用への工夫の仕方、障害特性や継続雇用へ配慮しているポイント、特別支援学校生徒の就職に向けた教育活動の様子などを見学することで、企業の皆様が障害者雇用をすすめていく上でのヒントや参考となる情報を提供します。



② 障害者雇用推進フォーラム（上越地区においては就労支援セミナー）

内容： 障害者雇用支援を活用した取組み事例発表、企業と障害者の支援機関などによるトークセッション（就労支援の実例紹介など）

*平成26年度は下記で開催予定です。

| | 下越地区 | 中越地区 | 上越地区 |
|------|---|--|--|
| 開催日時 | 平成26年11月13日(水) | 平成26年10月14日(火) | 平成26年9月25日(木) |
| 会場 | 朱鷺メッセ (新潟市中央区万代島6-1) | ハイブ長岡 (長岡市千秋3-315-11) | ホテルハイマート (上越市中央1-2-3) |
| 定員数 | <p>企業 100社150人</p> <p>福祉施設・支援機関 40施設100人</p> <p>他</p> <p>計 290人</p> | <p>企業 50社70人</p> <p>福祉施設・支援機関 25施設50人</p> <p>他</p> <p>計 140人</p> | <p>※企業・就労支援機関等 が対象</p> <p>福祉施設・支援機関 45施設90人</p> <p>他</p> <p>計 120人</p> |

○各機関の職場実習

新潟県障害者雇用促進プロジェクトチームでは、県内における障害者雇用促進のため、職場実習にご協力いただける企業を募集しています。

障害のある方は職場実習をすることで、就労への不安が解消され、さらなる社会参加の一歩となります。

企業はご協力いただけることで、障害者の理解を深めていただく機会になるとともに、実際に障害者が社内で働く様子を見ることが出来ます。

企業の皆様のニーズに沿った職場実習制度があります！



新たな障害者の雇用を検討しているが・・・

障害者に働く楽しさをおしえたい！



障害者の雇用を
考えている

職場体験に
協力できる

※就労に向けた現実的なイメージを確認したい

※障害者に仕事を体験する場を提供したい。
※社内で障害者の理解を促進したい。

○実習対象者
障害者就業・生活支援センターに登録していて、就職準備がある程度整っている方

○実習対象者
特別支援学校で就職を目指して様々な職業について学習中の生徒

○実習対象者
ハローワーク等に登録している、就職を目指して準備を行っている方

新潟県実習制度
(9ページ)

特別支援学校実習
(10ページ)

国の実習制度
(11ページ)

《問い合わせ》
お近くの障害者就業・生活支援センター
(23ページ)

《問い合わせ》
お近くの特別支援学校
(24ページ)

《問い合わせ》
新潟労働局職業対策課
(025-288-3508)

③新潟県職場実習制度

障害のある方の職場実習に協力いただける企業を募集しています

新潟県では、障害のある方の就労機会を拡大するため、職場実習（短期的な就業体験）に協力いただける企業を支援しています。

また、職場実習の受入れにご協力いただける企業に実習日数に応じた協力費を交付します。

障害者雇用を考えているけれど・・・

- ・障害のある方にどのような業務をお願いすればよいか分からない。
- ・いまの設備のまま雇用することができるのか。

などの不安が！！

職場実習を行うと・・・

雇用前に働く様子
を見ることができ
る

- ・障害の特性に適した業務の把握
- ・雇用に向けた課題の洗い出し

雇用の見通しや必要
な配慮の判断が
可能に！！

職場実習の流れは・・・

職場実習の受入れ

- ・実習期間は1週間～1か月
- ・企業、実習者の状況に応じて実施

協力企業

- ・受入れ手続き
- ・実習内容の決定など

協力費の交付
(1,000円/日)

実習者
(障害のある方)

登録・相談

〈手続き窓口〉
障害者就業・生活支援センター

- ・傷害保険加入
- ・手当支給(600円/日)

注意！！

他の支援制度を利用する場合など、新潟県の実習支援制度の対象とならない場合があります。

〈お問い合わせ・お申込み先〉お近くの障害者就業・生活支援センター(23ページ)

④新潟市障がい者職場実習支援事業(チャレンジオフィス事業)

新潟市へお住まいの方へ

新潟市が行う、新潟県の職場実習制度と同じ水準の実習制度です。

実習生に1日600円、受入企業に1日1,000円支給し傷害保険にも加入します。

〈お問い合わせ・お申込み先〉新潟市障がい者就業支援センター こあサポート(23ページ)

特別支援学校からの就業体験・職場実習のお願い

目的

特別支援学校高等部では、卒業後に「働く大人」になることを目指して、各校の特色を生かした職業教育に取り組んでいます。学校で学習したことをさらに深めるため、職場実習（短期的な就業体験）など実際に働く体験をとおして、働くことの大切さや喜び、就業するために求められる知識、技能、態度を育てることを重視しています。

企業での就業体験をとおして、従業員の方々の姿から多くを学び、「あんな人になりたい」「同じように仕事をしたい」と、生徒が将来の目標をもてるよう、企業のみなさまのご協力をお願いします。

概要

- 実施期間は、受け入れ可能な期間でかまいません。
- 実習内容は、まず見学をさせていただき、企業のご担当者にご相談の上決定します。
- 実習は教育活動の一環ですので、賃金・報酬等は一切いただきません。通勤費等実習に必要な経費は自己負担します。
- 通勤途中や実習中の事故等は、学校が加入している保険を適用します。実習先の皆様が責任を負うことはありません。
- 事前に打合せを行い、実習中は職員が巡回指導します。

実習の流れ

〈実習受入れのお願い〉

- 進路担当教員による企業訪問、職場見学
- ご協力いただける場合、生徒や保護者等の職場見学、日程相談

〈実習の打ち合わせ〉

業務内容から、実習内容や時間、持ち物などの相談

〈仕事にトライ！！〉

実習開始、実習中の職員の巡回指導、実習反省会

主な実習先と内容

機械・部品製造会社、食品加工会社（ライン作業、梱包、清掃等）、建設会社（用具清掃等）、運輸会社（梱包、配送、用具洗浄等）、清掃会社（清掃補助等）、市役所（事務補助等）、スーパーマーケット、商店（バックヤード、品出し等）、ホテル（リネン、清掃等）、飲食店（食器洗浄、調理補助、清掃等）、福祉施設（リネン、調理・配膳補助、清掃、介護補助等）など

詳細は、お近くの特別支援学校（24ページ）にお問い合わせください。

障害者の職場体験(職場実習)にご協力ください

新潟労働局では、障害者に仕事の体験をさせていただける企業を募集しています。

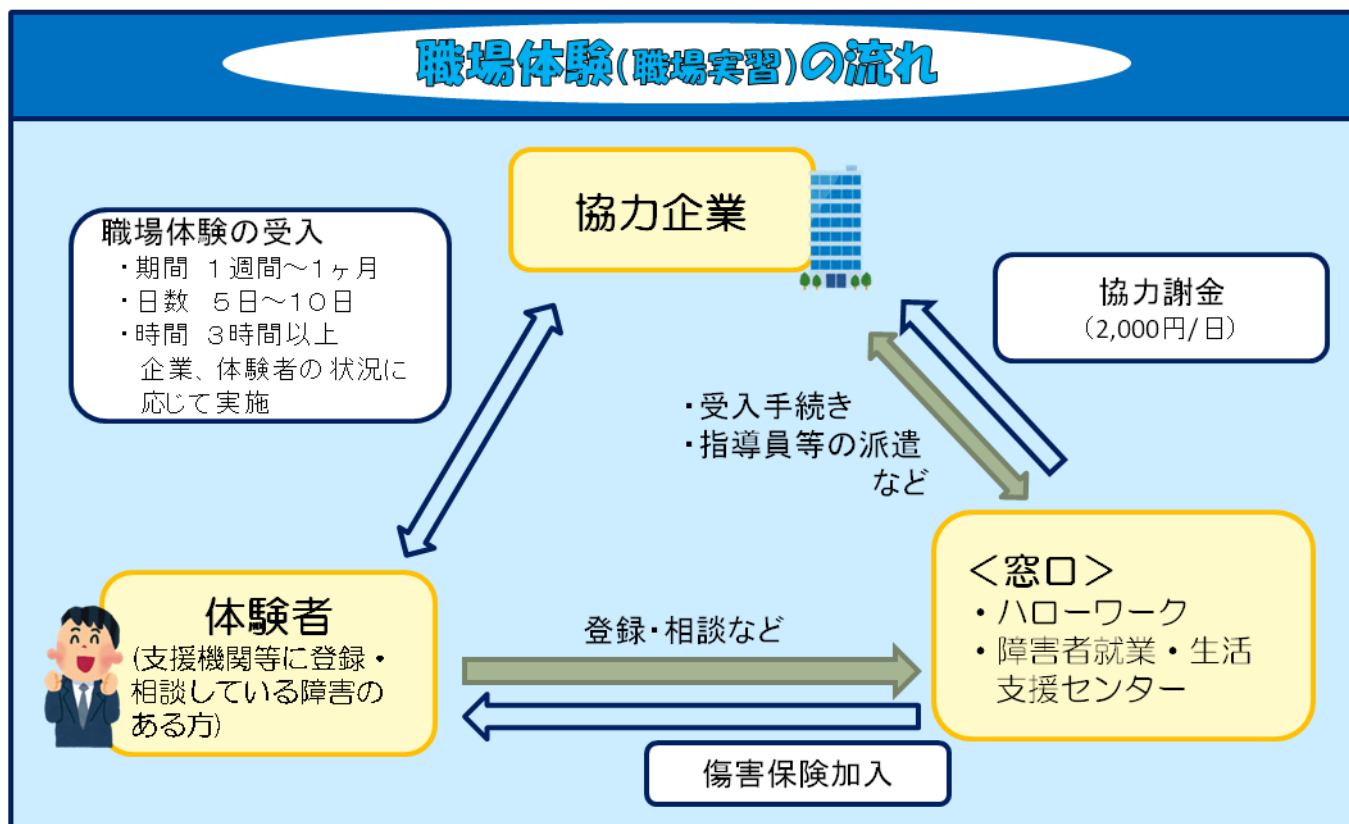
「会社で働く」ことを目指して、日々福祉施設等で仕事をしている方がたくさんいます。その中には「働いてみたいけれど、会社がどんなところなのかわからない。」「会社で働きたいけれど、自分に自信がなくて働く勇気がでない。」など、「会社で働きたい」という**希望を持ちながらも不安があり、なかなか前に進めない**という方がいます。

また、企業の皆さまにとっては、社内で**障害者を理解する機会**にもなります。

その方が社会の一員として働き、地域に貢献できるよう、地域で育てていくことが大切だと考えています。「社会の役に立ちたい!」という気持ちは、障害のあるなしは関係ありません。

地域における障害者の活躍のために、
ぜひ体験の機会の提供をお願いします。

職場体験(職場実習)の流れ



【お問合せ】新潟労働局職業対策課 就職支援コーディネーター 025-288-3508

【お申込み】各ハローワーク 専門援助部門、障害者職業紹介部門(23ページ)
障害者就業・生活支援センター(23ページ)

障害者向けの職業訓練を活用しましょう

新潟県では、障害のある方のための職業訓練「実践能力習得コース」について、訓練受託企業を募集しています。

「実践能力習得コース」は、事業所現場を活用した実践的な訓練を実施することで、障害のある方が就労に必要な技能の習得を目指すと同時に、企業はその適性等と職務内容のマッチングの見極めを行うコースです。

訓練を受託した企業に対しては、新潟県から委託料が支払われます。障害者雇用を考えているけど、いきなり採用するのは経験がなくて不安だ・・・そんな企業の方にこそ、お勧めさせていただきたいのが、「実践能力習得コース」です。

内 容

訓練内容：企業の業務内容に沿った作業実習を中心に行います

実施定員：1名から

訓練期間：3か月以内（標準100時間/月）

委託額：受託企業に63,000円/月・人をお支払いします

平成25年度計画定員：25名

職業訓練コース修了後に訓練受講者が雇用されることが望ましいですが、雇用を前提としたものではありません

〈お問い合わせ先〉

| | | | |
|-------------|----------------|-----|--------------|
| 県立新潟テクノスクール | 新潟市中央区鑑西1-11-2 | TEL | 025(247)7361 |
| 県立上越テクノスクール | 上越市大字藤野新田333-2 | TEL | 025(545)2190 |
| 県立三条テクノスクール | 三条市柳沢353-2 | TEL | 0256(38)8520 |

2. 実際に障害のある方が従事する職務を考えましょう

配置部署や従事する職種の内検討

既存の職務から選ぶ場合

一人ひとりの状況に応じて職務を決める

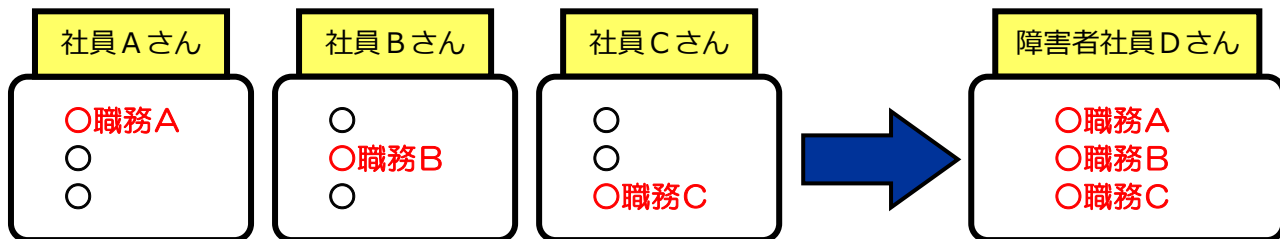
一般的には、各障害には共通の特性があり、その特性により職種にも向き・不向きがありますが、障害の種類や程度だけで決めるのではなく、一人ひとりの障害状況に加えスキルの習得状況、本人の意欲などから総合的に決めていくことがよいでしょう。

事業所内の仕事を再確認してみる

作業工程、納期、身体負担、安全などから障害者に任せられる仕事がなかなか見つからない場合は、もう一度事業所内の仕事の内容を再確認してみましょう。その際、チェックシートなどを活用し、それぞれの仕事の内容、要求されるスキルなどを整理してみるのもよいでしょう。

新しく障害者が従事できる職務を作る場合

どの職場でも例えば事務所であれば、コピー・シュレッダー作業、清掃作業、メールなどの仕分け・配送、資料のセット・封入などやり方が決まった簡単な作業があると思います。これらの仕事は、社員の中に分散して組み込まれている作業だと思えますが、これを集約し、新しい職務として再構築することで、障害のある人の雇用が可能となります。社員にとっては、自分本来の職務に専念できるというメリットもあります。



作りだしやすい定型作業例

事務部門

社内郵便物の仕分け
パソコンへの数字・氏名の入力作業
コピー機やプリンターへの用紙の補充
ダイレクトメールや資料の封入
新聞や雑誌のスクラップ
資料のコピー、ファイリング作業
事務所の清掃・ゴミ回収

現業部門（生産・物流・販売・飲食店など）

段ボールの組立、解体
カートやかごの整理
建物や店舗、トイレ、緑地部分の清掃
容器や器具の洗浄
製品へのラベル貼り作業
部品のバリ取り作業
POPの作成作業
店舗、工場に出されたゴミの分別・回収作業

障害者雇用リファレンスサービス

障害者雇用に先駆的に取り組んでいる事業所の好事例をホームページに紹介しています。業種や障害ごとに検索することができます。

URL : <http://www.ref.jeed.or.jp/>

リファレンスサービス

検索

ハローワーク（23 ページ）や障害者就業・生活支援センター（23 ページ）などの支援機関がいつでも職務開発のお手伝いをさせていただきます。お気軽にご相談ください！！

1. 求人募集の流れ

ハローワークに障害者求人申込み

(求人申込書の記載方法については、ハローワークへご相談ください)

ハローワークに求人申込みを行うと・・・

〈ハローワークによるマッチング〉

募集する求人の内容とマッチしたハローワーク登録者（求職者）にハローワークから求人情報の提供を行います！！

ハローワーク相談窓口における求人情報の提供)

ハローワーク窓口に来所した求職者に対して、求人情報の提供のほか、求人内容の詳細説明を行います。

〈求人検索機やインターネットによる公開〉

希望に応じて、求人内容をハローワークに設置している求人検索機やインターネットに公開することが可能です。

〈障害者求職者情報からのリクエスト〉

ハローワークで作成している障害者求職者情報から面談を行いたい求職者を指名することが可能です。（求職者に対してハローワークが面接希望の有無を確認します。）

募集する対象や求人内容などに応じて、求人募集を広く公開するか、限定的に公開するか、選択することが可能です。（詳細はハローワークへご相談ください）

ハローワーク窓口から紹介状の発行

ハローワークから紹介を受けることのメリット

〈各種助成金の利用〉

ハローワークから紹介を受けることにより、各種助成金（16 ページ）が利用できる場合があります。

〈支援機関による支援制度の利用〉

ハローワークから紹介を受けることにより面接時に障害者本人に支援機関の担当者が同行し、本人の障害特性や職場での配慮事項を伝えます。また、就職後も支援機関による職場定着のための支援を行います。

応募にあたっては、必ずハローワークの紹介を受けて応募していただくよう求職者の方をお願いしています。求人募集について求職者本人から直接連絡があった場合は、ハローワークに相談するようお伝えください

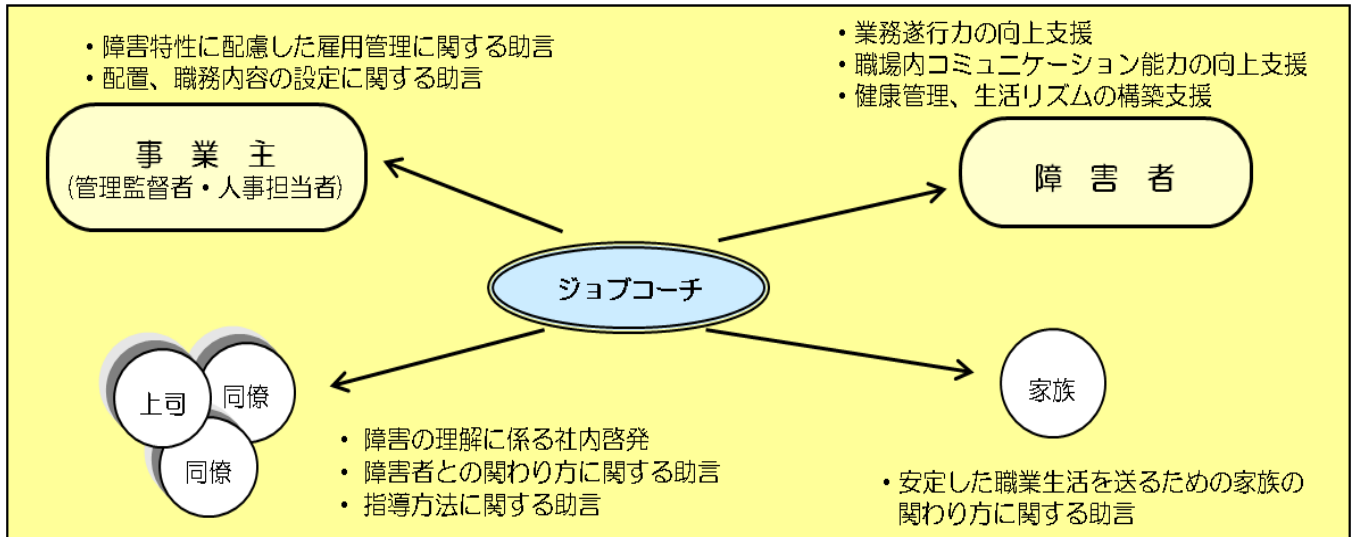
就職希望者の特性を見極めるため、職場実習の受入れ（8～11 ページ）やジョブコーチ支援（15 ページ）も有効に活用しましょう

面接

ジョブコーチ支援とは

障害のある方が就職に際して、うまく適応が図れるよう専門のジョブコーチが実際の事業所に訪問して、本人及び事業所の双方に対して支援を行うものです。具体的な支援内容として、障害のある方には、職場の従業員の方との関わり方や効率の良い作業の進め方などのアドバイスを、事業所の方には本人が力を発揮しやすい作業の提案や障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行います。

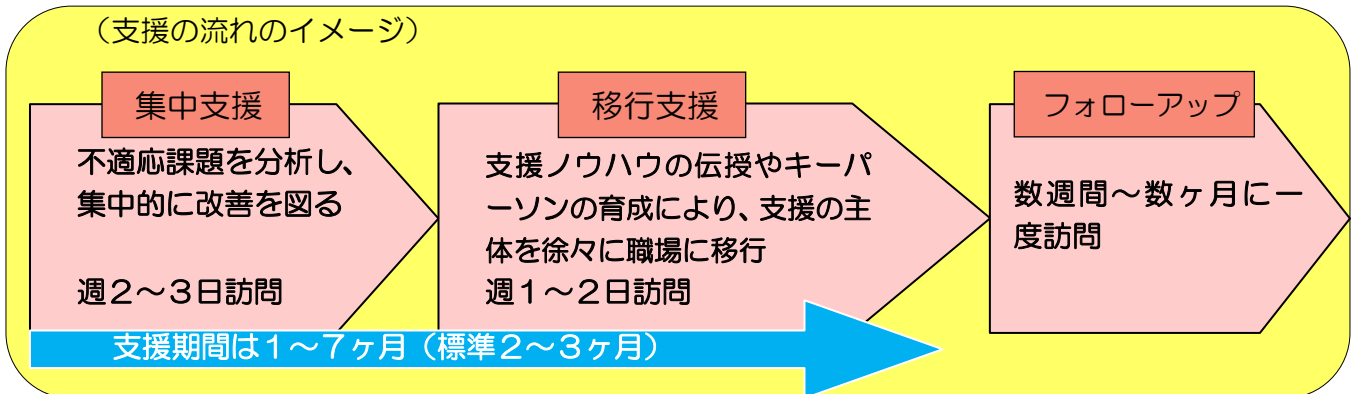
(ジョブコーチ支援のイメージ)



支援期間・支援の流れ

支援期間は、1～7ヶ月の範囲で相談しながら調整しますが、標準的な支援は2～3ヶ月が目安です。支援のタイミングは、雇用と同時に支援が中心ですが、雇用前からの支援や雇用後の支援も設定できます。

(支援の流れのイメージ)



利用にあたって

利用にあたっては、事業所において労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険等に参加していること、労働基準法及び労働安全衛生法に規定されている安全衛生その他の作業条件が整備されていることが必要です。その他、1年を超える雇用が見込めること、支援終了時の1週間の労働時間が15時間以上になる等の条件があります。

まずは、新潟障害者職業センター (23 ページ) にご相談ください。

3. 障害者雇用に関する助成制度

障害のある人の雇用を促進するために、事業主に対する助成金等、さまざまな助成制度があります。ここではその一例をご紹介します。

※ 助成を受けるためには一定の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

1. 本採用の前に試行的に雇用した場合の助成金

平成26年4月現在

障害者トライアル雇用奨励金

問い合わせ先
ハローワーク (23 ページ)

ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試行的に短期間（1～3か月間）雇用することにより、障害者の適性や業務遂行可能性を見極め、障害者及び事業主の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度です。（精神障害者については3～12か月間となります。）

試行雇用（トライアル雇用）期間中、事業主に対して対象障害者1人につき月4万円（最大3か月間）の試行雇用奨励金を支給します。

障害者短時間トライアル雇用奨励金

問い合わせ先
ハローワーク (23 ページ)

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害及び発達障害のある方をハローワーク等の紹介により試行的に雇用し、一定の期間をかけて、職場への対応状況をみながら、常用雇用移行を目指して取り組んでいただく事業主の方に雇用奨励金を支給します。事業主と精神障害及び発達障害のある方の相互理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度です。

| | |
|--------------------------|-------------|
| 短時間トライアル雇用期間 | 3か月以上12か月以内 |
| 短時間トライアル雇用開始時に必要な週所定労働時間 | 10時間以上 |
| 奨励金の額（月額） | 2万円 |

2. 雇入れた後の助成金

平成26年4月現在

特定求職者雇用開発助成金

問い合わせ先
ハローワーク (23 ページ)

ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として障害者等を雇入れる事業主に対し助成金を支給します。

助成金は雇入れ後6か月ごとに支給され、対象期間、支給される助成金の総額は以下のとおりです。

| 対象障害者 | 支給額（総額）／（対象期間） | |
|-------------------------------|----------------|--------------|
| | 中小企業 | 中小企業以外 |
| 身体・知的障害者 | 135万円（1年6か月） | 50万円（1年） |
| 身体・知的障害者（重度障害者または45歳以上）、精神障害者 | 240万円（2年） | 100万円（1年6か月） |
| 短時間労働者である身体・知的・精神障害者 | 90万円（1年6か月） | 30万円（1年） |

ただし、対象労働者を雇入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、対象労働者に支払った賃金額を上限とした支給となります。

新潟市障がい者雇用奨励金

問い合わせ先
新潟市福祉部障がい福祉課
電話：025（226）1249

新潟市民である障害者を、ハローワーク等の紹介により雇用し、特定求職者雇用開発助成金（16 ページ）の支給対象期間経過後も引き続き雇用した事業主に助成金を支給します。

| 対象障害者 | 支給額 | 期間 |
|-------------------------------|------------|------|
| 重度障害者・45歳以上の障害者 (短時間雇用を除く) | 1人あたり1万円/月 | 12か月 |
| 上記以外の障害者 (短時間雇用を含む) | 1人あたり5千円/月 | 6か月 |

**発達障害者・難治性疾患
患者雇用開発助成金**

問い合わせ先
ハローワーク（23 ページ）

ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として発達障害者や難治性疾患患者を雇入れる事業主に対し助成金を支給します。

助成金は雇入れ後6か月ごとに支給され、支給される助成金の総額、対象期間は以下のとおりです。

また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行います。

| 対象障害者 | 支給額（総額） / （対象期間） | |
|------------|------------------|----------|
| | 中小企業 | 中小企業以外 |
| 短時間労働者以外の者 | 135万円（1年6か月） | 50万円（1年） |
| 短時間労働者 | 90万円（1年6か月） | 30万円（1年） |

ただし、対象労働者を雇入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、対象労働者に支払った賃金額を上限とした支給となります。

**障害者初回雇用奨励金
(ファースト・ステップ奨励金)**

問い合わせ先
ハローワーク（23 ページ）

障害者雇用の経験がない中小企業（常用労働者数50人～300人の企業）において、ハローワーク等の紹介により身体・知的・精神障害者を雇入れ、かつ、1人目を雇用した日の翌日から3か月以内に法定雇用障害者数以上雇用した場合で、継続雇用が確実であると認められる場合に奨励金（支給額120万円）を支給します。

**精神障害者等
雇用安定奨励金**

- 精神障害者雇用安定奨励金
- 重度知的・精神障害者
職場支援奨励金

問い合わせ先
ハローワーク（23 ページ）

ハローワーク等の紹介により精神障害者等を新たに雇入れ、働きやすい職場づくりに努める事業主や、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対して奨励金を支給します。

（本奨励金は事業主の行うさまざまな取組みを助成の対象としています。以下はその一例です。）

* 重度知的・精神障害者職場配置支援助成金

重度知的障害者又は精神障害者を新たに雇用し、業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対する助成金

（支給期間は2年間、精神障害者は3年間）

| 対象障害者 | 支給額 | |
|------------|-------|---------|
| | 中小企業 | 中小企業以外 |
| 短時間労働者以外の者 | 4万円/月 | 3万円/月 |
| 短時間労働者 | 2万円/月 | 1万5千円/月 |

中小企業障害者多数雇用
施設設置等助成金

問い合わせ先
ハローワーク (23 ページ)

中小企業である事業主が、障害者の雇入れに係る計画を作成し、障害者を10人以上雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合にその費用に対して助成を行います。中小企業における障害者の雇入れ促進を図ることを目的としています。

助成金は雇入れ及び施設・設備等の設置・整備が完了した日から6か月間を第1期とし、以後1年ごとに第2期、第3期として支給されます。

なお、申請期間は7月16日～9月15日又は1月16日～3月15日です。

| 設置・整備に要した費用 | 支給対象者数 | | | |
|------------------------|----------------------|------------------|----------------------|------------------|
| | 10～14人 | | 15人以上 | |
| | 第1期 | 第2、3期 | 第1期 | 第2、3期 |
| 3,000万円以上 4,500万円未満 | 1,000万円 (1,440万円) | 500万円 (180万円) | 1,000万円 (1,440万円) | 500万円 (180万円) |
| 4,500万円以上 | 1,000万円 (1,440万円) | 500万円 (180万円) | 1,500万円 (2,160万円) | 750万円 (270万円) |

※事業主の希望により下段 () 内の支給額を選択することも可能

「障害者雇用に関する助成制度」を利用する事業主は、各制度の要件を満たすほか、次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 2 支給のための審査に協力すること
 - (1) 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - (2) 審査に必要な書類等の提出を求められた場合に応じること
 - (3) 労働局等の実地調査を受入れること など

3. 施設の設置・整備を行った場合の助成金

平成26年4月現在

障害者作業施設設置等助成金

問い合わせ先
高齢・障害者雇用支援センター
(23 ページ)

障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等(知的障害者等の作業能力に合わせた改造や安全装置の取り付けがなされた設備等)の設置・整備・賃借を行う事業主に助成金を支給します。(障害者1人につき上限450万円(作業施設の設置)等)

4. その他の助成制度等

平成26年4月現在

① 税制上の優遇措置

- 機械等の割増償却制度、事業所税の軽減措置などがあります。詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/intro-yugusochi.html>

機械等の割増償却制度

障害者を多数雇用
する事業所

「従業員に占める障害者の割合が50%以上」等の要件があり、別途、ハローワークが発行する証明が必要になります。

普通償却費
+
普通償却限度額の24%
(工場用建物及び施設は32%)

割増償却

【適用期間】

平成28年3月31日まで

原価償却資産

原価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等

② 障害者雇用多数雇用事業者からの物品等調達制度

新潟県や新潟市では、障害者の雇用の促進と安定を図るため、障害者を多く雇用する企業に対し、物品等の調達を積極的に行う制度を実施しています。

新潟県

スマイル・カンパニー制度

問い合わせ先
新潟県産業労働観光部労政雇用課 雇用対策班
電話 025 (280) 5270

【スマイル・カンパニー制度の対象となる企業（登録条件）】

- ① 新潟県内に事務所又は事業所を有する中小企業者であること。
- ② 県入札参加者名簿に登載されていること、又はそれと同等の資格を有すると認められること。
- ③ 原則として、年間（申請日の属する月から遡って過去1年間）を通じ、毎月初日において、県内の事務所又は事業所における障害者数が2人以上かつ障害者雇用率が4.0%以上の企業であること。

新潟市

新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度

問い合わせ先
新潟市福祉部 障がい福祉課
電話 025 (226) 1249

【新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度の対象となる企業（登録条件）】

- ① 新潟市競争入札参加者名簿に登載されていること。
- ② 新潟市内に事業所を有する中小企業者であること。
- ③ 障害者の法定雇用率に違反していないこと。
- ④ 過去1年間、新潟市内の事業所で雇用する障害者の雇用率が原則4.0%以上、かつ2人以上の雇用があること。

③ 新潟市制度融資

新潟市では、市内の障がい者雇用に意欲のある中小企業者に対して、既存融資制度に障がい者雇用推進枠を設け、信用保証料補助や利子補給をすることにより、さらなる障がい者雇用の促進と資金調達の円滑化を図ります。

新潟市

障がい者雇用推進融資事業

問い合わせ先
新潟市経済部 商業振興課
電話 025 (226) 1629

【障がい者雇用推進融資事業の対象となる企業（登録条件）】

- ① 従業員50人未満の中小企業者：障がい者を雇用していること
- ② 従業員50人以上の中小企業者：法定雇用率2.0%を満たしていること

【信用保証料補助・利子補給について】

信用保証料補助：融資額 300万円以内 100% 融資額 300万円超 50%

利子補給：融資額 1,000万円以内 利子全額 融資額 1,000万円超 利子年 1.0%相当分

※ 障害者トライアル雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金、障害者初回雇用奨励金、精神障害者等雇用安定奨励金、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の詳細（支給要件、支給額など）は、ハローワークで配布しているパンフレット「雇用の安定のために ～事業主の方への給付金のご案内～」をご覧ください。

5. 助成制度を利用したモデル事例

モデル事例①

Aさん：統合失調症のある30代の女性 / 就職先（B社）：特別養護老人ホームでの清掃業務
【概要】

障害者就業・生活支援センターの働きかけにより、登録者AさんのB社での職場実習受入れが決定する。（職場実習を行うにあたり新潟県職場実習制度（9ページ）を活用することとなる。）

職場実習中のAさんの働きぶりは事業所から高く評価され、Aさんの職場実習後の雇入れが決定する。雇入れに際して、Aさん本人や事業所側に長時間勤務を行うことへの不安があったため、短時間勤務から徐々に勤務時間を延ばしていく障害者短時間トライアル雇用（16ページ）を活用しての雇用となる。

職場実習開始前のB社の不安

- ・ Aさんにどのような仕事が適しているかわからない
- ・ 職員の障害のある人への知識が乏しい

B社への支援の流れ

（主な支援機関：ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所）

- ① B社と支援機関の打ち合わせ
（B社にどのような仕事があるのかを確認、B社へAさんの障害特性を説明）
- ② 支援機関によるB社職場見学
（B社を見学することによりAさんが職場実習中に行うことが可能な仕事を選定）
- ③ B社と支援機関の打ち合わせ
（職場実習開始前の最終的な打ち合わせ）
- ④ 職場実習（新潟県職場実習制度（9ページ）を活用）を実施
- ⑤ 職場実習振り返り会議
（職場実習中のAさんの様子、職場実習後の雇用の可能性についてB社と支援機関が会合）
- ⑥ 障害者短時間トライアル雇用を活用（週4日4時間勤務→6時間勤務を目指す）
- ⑦ 支援機関による職場定着訪問
（Aさんの職場定着に向けたB社からの相談、Aさん本人の悩み事のフォロー）

現在の状況

障害者短時間トライアル雇用を活用したことで、Aさん・B社、双方にとって無理のない形で雇用をスタートすることができた。現在、Aさんは清掃業務だけでなく、食事介助の見守り等、さまざまな仕事に自信を持って取り組んでいる。

モデル事例②

Cさん：知的障害のある20代の男性 / 就職先（D社）：物流センターでの検品業務

【概要】

「初めて障害のある人を雇用したい」という相談を受け、支援機関がD社を訪問する。D社は物流センターでの検品業務を検討しているものの、障害者の作業理解とスキル、適性、従業員との関係性など、あらゆることに不安を抱いていた。

D社から近い就労移行支援事業所利用者を対象とした職場見学会を開催したところ、Cさんが応募を希望し、新潟県職場実習制度（9ページ）を活用した職場実習を行うこととなる。

実習中は就労支援事業所、障害者就業・生活支援センターなどの支援機関が連携を取りながら随時職場を訪問し、Cさんが周囲とうまく作業ができるよう支援、調整を行った。CさんはD社から「作業遂行面に支障なし」と評価され、職場実習後に障害者トライアル雇用（16ページ）での雇入れとなる。また、職場における身だしなみ、衛生面、従業員の関わりなどの点からジョブコーチ支援（15ページ）も併行して活用している。

D社の不安

- ・初めての障害者雇用で、進め方、制度についてわからない。
- ・障害のある人に対する知識（対応、関わり方、仕事内容等）が乏しい。

D社への支援の流れ（主な支援機関：ハローワーク、新潟障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所）

- ① D社と支援機関の打ち合わせ
（D社にどのような仕事があるのか確認、障害の種類や特性などをD社へ説明）
- ② D社職場見学会の実施
（D社近くの就労移行支援事業所に情報提供し、職場見学希望者を募集）
- ③ D社と支援機関の打ち合わせ
（Cさんも交えた職場実習開始前の打ち合わせ）
- ④ 職場実習（新潟県職場実習制度（9ページ）を活用）を実施
- ⑤ 職場実習振り返り会議
（職場実習中のCさんの様子、職場実習後の雇用の可能性についてD社と支援機関が会合）
- ⑥ 障害者トライアル雇用（16ページ）を実施（3か月間）
（Cさんの適性や能力の見極めると同時にD社の障害者雇用への不安を払拭）
- ⑦ ジョブコーチ支援（15ページ）を活用（3か月間）
（Cさんの職場での従業員との関わり方、D社のCさんに対する仕事の教え方などを支援）
- ⑧ 支援機関による職場定着訪問
（地域の相談支援機関とも連携し、Cさんの生活面への支援も行う）

現在の状況

段階的な支援（職場見学会→職場実習→障害者トライアル雇用→ジョブコーチ支援）を行うことで、CさんとD社との関係づくり、雇用・就労の不安解消につながった。現在も支援制度の活用、支援機関との連携によりD社の負担を軽減し職場定着に向けた継続した支援を行っている。

障害者雇用を促進するための制度

雇用・就労は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱です。「**障害者の雇用の促進等に関する法律**」は、障害のある人が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指し、さまざまな制度について規定しています。

以下、障害者の雇用義務と障害者雇用納付金制度について説明します。

障害者雇用率制度

従業員 50 人以上の事業主は、**従業員の 2.0% に相当する数以上の障害者（※）を雇用しなければなりません。**

※ 障害者雇用率制度の算定対象となる障害者は、原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人に限ります。

雇用義務を履行しない事業主は、ハローワークから雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合は、企業名が公表されます。



**平成 30 年 4 月 1 日から
法定雇用率の算定基礎の対象に、精神障害者が追加されます。**

障害者雇用納付金制度

常時雇用している障害者の数が雇用義務数を下回っている事業主（従業員 200 人超）は、不足する人数に応じて障害者雇用納付金を納める必要があります。この納付金を財源に、雇用義務数を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給しています。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

【従業員 200 人超の事業主】

- **障害者雇用納付金**（法定雇用率未達成事業主）
不足 1 人につき 月額 50,000 円（※）納付
※従業員 200 人超 300 人未満の事業主は、平成 27 年 6 月まで月額 40,000 円
- **障害者雇用調整金**（法定雇用率達成事業主）
超過 1 人につき 月額 27,000 円支給

【従業員 200 人以下の事業主】

- **報奨金**（一定水準を超えて障害者を雇用する事業主）
超過 1 人につき 月額 21,000 円支給



障害者雇用納付金制度は、平成 27 年 4 月から常時雇用している労働者数が 100 人を超える事業主が対象となります。

県内の支援機関一覧

ハローワーク

| 名称 | 電話番号 | 所在地 |
|-----------|--------------|------------------------------|
| ハローワーク新潟 | 025-280-8609 | 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館 |
| ハローワーク長岡 | 0258-32-1181 | 長岡市千歳 1-3-88 長岡地方合同庁舎 |
| ハローワーク小千谷 | 0258-82-2441 | 小千谷市城内 2-6-5 |
| ハローワーク上越 | 025-523-6121 | 上越市春日野 1-5-22 上越地方合同庁舎 |
| ハローワーク妙高 | 0255-73-7611 | 妙高市下町 9-3 |
| ハローワーク三条 | 0256-38-5431 | 三条市北入蔵 1-3-10 |
| ハローワーク柏崎 | 0257-23-2140 | 柏崎市田中 26-23 柏崎地方合同庁舎 |
| ハローワーク新発田 | 0254-27-6677 | 新発田市日渡 96 新発田地方合同庁舎 |
| ハローワーク新津 | 0250-22-2233 | 新潟市秋葉区新津本町 4-18-8 新津労働総合庁舎 |
| ハローワーク十日町 | 025-757-2407 | 十日町市下川原町 43 |
| ハローワーク糸魚川 | 025-552-0333 | 糸魚川市横町 5-9-50 |
| ハローワーク巻 | 0256-72-3155 | 新潟市西蒲区巻甲 4087 |
| ハローワーク南魚沼 | 025-772-3157 | 南魚沼市八幡 20-1 |
| ハローワーク小出 | 025-792-8609 | 魚沼市佐梨 682-2 |
| ハローワーク佐渡 | 0259-27-2248 | 佐渡市両津夷 269-8 |
| ハローワーク村上 | 0254-53-4141 | 村上市緑町 1-6-8 |

地域障害者職業センター

| 名称 | 電話番号 | 所在地 |
|------------------|--------------|-------------------------------|
| 新潟障害者職業センター | 025-271-0333 | 新潟市東区大山 2-13-1 |
| 新潟高齢・障害者雇用支援センター | 025-226-6011 | 新潟市中央区西堀通 6-866 NEXT 21ビル 12階 |

* 高齢・障害者雇用支援センターは、地域障害者職業センターの雇用支援課の通称です。

障害者就業・生活支援センター

| 名称 | 電話番号 | 所在地 |
|------------------------|--------------|-------------------|
| 障がい者就業・生活支援センター らいふあっぴ | 025-250-0210 | 新潟市西区上新栄町 3-20-18 |
| 障がい者就業・生活支援センター こしじ | 0258-92-5163 | 長岡市来迎寺 1864 |
| 障がい者就業・生活支援センター ハート | 0256-35-0860 | 三条市西本成寺 1-28-8 |
| 障がい者就業・生活支援センター アシスト | 0254-23-1987 | 新発田市中央町 3-1-1 |
| 障がい者就業・生活支援センター あおぞら | 025-752-4486 | 十日町市高山 1360-2 |
| 障がい者就業・生活支援センター さくら | 025-538-9087 | 上越市寺町 2-20-1 |
| 障がい者就業・生活支援センター あてび | 0259-67-7740 | 佐渡市三瀬川 382-7 |

新潟市障がい者就業支援センター

| 名称 | 電話番号 | 所在地 |
|--------|--------------|------------------------------|
| こあサポート | 025-256-8821 | 新潟市中央区八千代 1-3-1 新潟市総合福祉会館 1F |

特別支援学校

| 主たる障害 | 学校名 | 郵便番号 | 住所 | 電話 | 備考 |
|--------------------------------------|---|----------|-----------------------|--------------|-------------|
| 視覚障害 | 県立新潟盲学校 | 950-0922 | 新潟市中央区山ニツ3-8-1 | 025-286-3224 | |
| 聴覚障害 | 県立新潟聾学校 | 950-0028 | 新潟市東区小金台1-1 | 025-273-5898 | 知的障害生徒の学級あり |
| | 県立長岡聾学校 | 940-0093 | 長岡市水道町2-1-13 | 0258-32-1007 | 知的障害生徒の学級あり |
| 知的障害 | 県立江南高等特別支援学校 (県立高等養護学校 H23.4.1校名変更) | 950-0116 | 新潟市江南区北山1510 | 025-381-0077 | |
| | 県立江南高等特別支援学校 川岸分校 (H24.4.1設置) | 951-8133 | 新潟市中央区川岸町2-4 | 025-230-5544 | |
| | 県立西蒲高等特別支援学校 (県立高等養護学校手まりの里分校 H23.4.1本校化) | 953-0043 | 新潟市西蒲区堀山新田51-1 | 0256-72-2049 | |
| | 県立吉川高等特別支援学校 (H22.11.1設置 H23.4.1開校) | 949-3445 | 上越市吉川区原之町1447 | 025-539-3232 | |
| | 県立村上特別支援学校 (県立村上養護学校 H23.4.1校名変更) | 958-0853 | 村上市山居町2-16-29 | 0254-53-0448 | |
| | 県立村上特別支援学校 いじみの分校 五十公野校 (県立村上養護学校 H23.4.1校名変更) | 957-0021 | 新発田市五十公野4651-1 | 0254-24-7328 | |
| | 県立村上特別支援学校 いじみの分校 竹俣校 (旧新発田市立竹俣小学校へいじみの分校の一部を移転 H26.6.1) | 957-0335 | 新発田市下楠川702 | 0254-31-1500 | |
| | 県立駒林特別支援学校 (県立新潟養護学校駒林分校 H23.4.1本校化) | 959-2101 | 阿賀野市駒林5050 | 0250-67-4851 | |
| | 県立五泉特別支援学校 (県立月ヶ岡養護学校ふなおか分校 H22.4.1本校化) | 959-1846 | 五泉市尻上173 | 0250-43-4370 | |
| | 県立月ヶ岡特別支援学校 (県立月ヶ岡養護学校 H23.4.1校名変更) | 955-0803 | 三条市月岡4935 | 0256-32-5963 | |
| | 県立小出特別支援学校 (県立小出養護学校 H23.4.1校名変更) | 946-0035 | 魚沼市十日町1738-2 | 025-792-5412 | |
| | 県立小出特別支援学校 川西分校 (県立小出養護学校ふれあいの丘分校 H25.4.1校名変更) | 948-0131 | 十日町市伊勢平治711-2 川西高等学校内 | 025-768-3325 | |
| | 県立はまなす特別支援学校 (県立はまなす養護学校 H23.4.1校名変更) | 945-0011 | 柏崎市松波4-10-1 | 0257-24-7451 | |
| | 県立高田特別支援学校 (県立高田養護学校 H23.4.1校名変更) | 943-0892 | 上越市寺町1-15-44 | 025-524-6538 | |
| | 県立高田特別支援学校 白嶺分校 (県立高田養護学校ひすいの里分校 H25.4.1校名変更) | 941-0063 | 糸魚川市清崎5-25 | 025-553-9160 | |
| 県立佐渡特別支援学校 (県立佐渡養護学校 H23.4.1校名変更) | 952-0114 | 佐渡市下新穂88 | 0259-22-2138 | | |
| 肢体不自由 | 県立東新潟特別支援学校 (県立新潟養護学校 H23.4.1校名変更) | 950-8677 | 新潟市東区海老ヶ瀬994 | 025-274-3261 | 発達障害生徒の在籍あり |
| | 県立はまぐみ特別支援学校 (県立はまぐみ養護学校 H23.4.1校名変更) | 951-8121 | 新潟市中央区水道町1-5932 | 025-266-7265 | 発達障害生徒の在籍あり |
| | 県立上越特別支援学校 (県立上越養護学校 H23.4.1校名変更) | 943-0861 | 上越市大和6-4-37 | 025-522-1441 | 発達障害生徒の在籍あり |
| 病弱 | 県立吉田特別支援学校 (県立吉田養護学校 H23.4.1校名変更) | 959-0242 | 燕市吉田大保町32-24 | 0256-92-5369 | 発達障害生徒の在籍あり |
| | 県立柏崎特別支援学校 (県立柏崎養護学校 H23.4.1校名変更) | 945-0847 | 柏崎市赤坂町3-63 | 0257-24-7476 | 発達障害生徒の在籍あり |
| 障知審的 | 見附市立見附特別支援学校 (見附市立見附養護学校 H23.4.1校名変更) | 954-0034 | 見附市月見台1-10-74 | 0258-63-2210 | |
| | 長岡市立総合支援学校 (長岡市立養護学校 H24.4.1校名変更) | 940-2138 | 長岡市日越1402 | 0258-47-3352 | |
| | 小千谷市立総合支援学校 (H26.4.1開校) | 949-8721 | 小千谷市大字塩殿甲2144 | 0258-82-1878 | |
| | 十日町市立ふれあいの丘支援学校 (H25.4.1開校) | 948-0022 | 十日町市辰乙614-32 | 025-752-7471 | |
| | 南魚沼市立総合支援学校 (H25.4.1開校) | 949-6615 | 南魚沼市西泉田47-2 | 025-773-3770 | |
| | 妙高市立にしき特別支援学校 (妙高市立にしき養護学校 H22.4.1校名変更) | 944-0051 | 妙高市錦町2-8-1 | 0255-72-1926 | |
| 障知審的 | 新潟大学教育学部附属特別支援学校 | 951-8535 | 新潟市中央区西大畑町5214 | 025-223-8383 | |

※問い合わせ先：各学校の進路指導担当あて

